

子とも・子育て支援新制度がスタートします



平成27年度認可保育所入所・幼稚園入園に関して制度が変わります。

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育 て支援新制度」が、平成27年4月からスタートします。

この新制度では、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、色々な取り組みを 進めていきます。特に、幼稚園と保育所の取り組みを連携して進められることがひとつのポイントで、 幼稚園・保育所を利用する場合の手続きがこれまでとは少し変わってきます。

○認定を受けていただきます。

ここが変わります

新制度では、右記の3つの認定区分に応じて、施設などの利用先が決まります。 手続きはこれまでと大きく異なるものではありませんが、幼稚園・保育所など*の 利用を希望する保護者の方に、利用するための認定を受けていただきます。

*説明:「幼稚園・保育所など」には、認定こども園、地域型保育も含みます。

〇利用手続きの流れ

来年度の利用申込みから認定を受ける必要がありますので、今年の申込み受付から手続きの流れが変わってきます。

利用希望の公立幼稚園を

1:

幼稚園等に直接入園 申込み及び利用のた めの認定申請をしま す。 2:

幼稚園等から入園の 内定を受けます 3:

幼稚園等を通じて 宜野座村から認定証 が交付されます (1号認定) 4:

幼稚園等と契約をします



希望の場合保育所等での

宜野座村に 「保育の必要性」の認 定申請及び 「保育所利用申込み」 を申請します。 2:

宜野座村から認定証 が交付されます。 (2号認定・3号認定) 3.

申請者の希望、保育 所等の状況などにより、宜野座村が利用 調整します。 ⊿.

利用先の決定後、契約となります。



*私立幼稚園については、各園にお問い合わせ下さい。

※注意:2号認定及び3号認定は、保護者の就労時間や保育の必要な事由に該当するかを確認するための手続きで、当面の間、認定を受けたお子さんの中で選考を行い、それぞれの保育所の定員を基準に利用調整を行います。そのため、認定を受けたお子さん全てが保育所に入所できるものではありません。

☆新制度の利用にかかる保育料は、保護者の所得に応じた支払いが基本となります。保育料に関して具体的に決まり次第お知らせします。 (公立幼稚園は引き続き無償化を継続する予定です)

※契約・支払先は、利用する施設によって異なります。

幼稚園・認定こども園・ 公立保育所・地域型保 育を利用する場合 利用者は施設・事業者と契約し、保育料を施設・事業者(公立保育所・公立幼稚園の場合は宜野座村)へ支払います。

私立保育所を利用する 場合

利用者は宜野座村と契約し、保育料を 宜野座村へ支払います。

★3つの認定区分★

1号認定 → 教育標準時間認定 お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合 利用先〉〉幼稚園・認定こども園

2号認定 → 満3歳以上・保育認定 お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に 該当し、保育所等での保育を希望する場合 利用先>>保育所・認定こども園

3号認定 → 満3歳未満・保育認定 お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に 該当し、保育所等での保育を希望する場合 利用先〉〉保育所・認定こども関・地域型保育

幼稚園

小学校以降の教育 の基礎を作るため、 幼児期の教育を行 う施設

認定こども園 ※

保護者が働いている、いないに関わらず、教育・保育を一体的に行う施設

保育所(園)

共働きなど、家庭 で保育ができない 保護者に代わって 保育を行う施設

地域型保育 ※

家庭的な雰囲気の もとで保育を行う、 定員5人以下の家庭 的保育や、定員6人 ~19人の小規模保 育などの施設

※現在、宜野座村には認定こども園や地域型保育はありません。

新制度に関するQ&A

Q1:幼稚園の利用を希望する場合も、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか?

A1:新制度のもとでは、施設などを利用する保護者の 方に3つの区分による認定を受けていただきます。幼 稚園を利用する場合は「教育標準時間認定(1号認 定)を受けていただくことになります。

Q2:家で育児をしているけど、新制度の支援を受ける ことはできますか?

A2:新制度はすべての子育て家庭を支援する仕組みです。例えば、家庭での子育て支援として、急な用事などの際に利用できる一時預かりや、地域で気軽に子育ての相談や親子の交流ができる「地域子育て支援センター」などを利用することができます。